## 平成31年度平川市展示商談会等開催助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 市は、独自の技術・製品及び工芸品の販路拡大と新規需要開拓を促進するために、市内の中小企業者等が商談会等へ出展する平川市展示商談会等開催事業(以下「補助事業」という。)を支援することにより、本市産業の活性化と発展に資することを目的として、平成31年度の予算の範囲内において、平川市展示商談会等開催事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付については、平川市補助金等の交付に関する規則(平成18年平川市規則第53号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。(定義)
- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
  - (1) 中小企業者等 次のいずれかに該当するもの。
    - ア 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項に規定する中小企業者 イ アに準じるものとして市長が認めるもの
  - (2)展示会等 県外で開催される展示会、見本市等であって、受注拡大・販路開拓の効果が見込めるものをいう。ただし、補助対象経費のうち展示装飾費を活用する場合には、県内で開催する市が参加するイベント等に出店する場合も認める。

(補助対象者)

- 第3条 補助金の交付の対象となる事業者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる 要件をすべて満たすものとする。
  - (1) 次のいずれかに該当するもの。
    - ア 市内に本社又は主たる事業所を置く中小企業者等
    - イ 市のイベント活動に参加し物産の販売促進等をおこなう、市内に住所を有する個人事業 者
    - ウーその他市長が適当と認めるもの。
  - (2) 市税に滞納がないこと。
  - (3) この要綱による補助金の交付を受けていない者。

(補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表のとおりとする。

(補助金額及び補助率)

- 第5条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、200千円を上限とする。
- 2 前項の規定により得た額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 3 補助金の交付は、1補助対象者当たり1年度につき1回までとする。 (申請書等)
- 第6条 補助金の交付の申請をしようとするものは、規則第3条第1項の規定により、次に掲げる 事項を記載した補助金等交付申請書(規則様式第1号)を市長に提出しなければならない。
  - (1) 事業計画書(規則様式第2号)
  - (2) 収支予算書(規則様式第3号)
  - (3) 当該団体の定款、規約等(展示装飾費のみの場合不要)

- (4) 市税等の納付状況の確認に係る同意書
- (5) 出展する商談会等の内容が分かる書類
- (6) 出展する製品等に関する書類(商品説明書、仕様書、カタログ、パンフレット等)
- (7) その他市長が必要と認める書類

(実績報告)

- 第7条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了後すみやかに次の各号に掲げる書類を 提出するものとする。
  - (1) 実績報告書(規則様式第5号)
  - (2) 事業実績書(規則様式第6号)
  - (3) 収支精算書(規則様式第7号)
  - (4) 補助対象事業の実施状況を示す写真や商談成果等
  - (5) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し等
  - (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第8条 補助金の請求は、規則第13条第1項の規定による補助金等の額の確定通知を受けた後に 規則第6条第3項の方法によるものとする。

(帳簿及び関係書類の整理・保管)

第9条 交付決定者は、収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理するとともに、これらの帳簿及び書類を、補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に係る必要な事項は、市長が別に定める ことができる。

附則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 別表 (第4条関係)

## 補助対象経費

	経費区分	内 訳
1	出展料	小間代など出展に際してかかる経費
2	展示装飾費	小間を飾り付けるための経費
		テーブルクロス、のぼり旗、看板、のれん等
		(市が参加するイベントに出店のある場合のみ県内でも認める)
3	搬送費	展示品の搬送に要する経費
4	交通費	(1)公共交通機関を利用した際の経費
		(2)高速道路を利用した際の経費
		(交通費は2人分までとする。)
5	宿泊費	(1)宿泊に要した経費又は1人1泊10千円のいずれか低い額
		(2)展示会等の開催日の前後日を含めた泊数により算定した額を上限
		とする。
		(3)食事代は対象外とする。ただし、宿泊費に食事代が含まれている
		場合は対象とする。
		(宿泊費は2人分までを上限とする。)
6	資料制作費	広告宣伝(カタログ、パンフレット等の制作)に要する経費